## ○宗像市総合スポーツセンター整備審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により 設置された宗像市総合スポーツセンター整備審議会(以下「審議会」という。)の運営 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、8人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。
  - (1) 知識経験を有する者
  - (2) 市民代表
  - (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

- 第6条 審議会の庶務は、市民協働・環境部文化・スポーツ推進課において処理する。 (雑則)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。